

令和5年度

# 事業概要

健康局

# 目 次

I	健康局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和5年度 主要事業の概要	4

## I 健康局の概要

1. 局長 花田 裕之
2. 局の職員数 411人（令和5年4月20日現在）
3. 令和5年度予算の概要

### (1) 一般会計

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	1,378,378	5 衛生費	39,558,627
18 国庫支出金	4,089,686	13 教育費	1,070,536
19 県支出金	7,708,192		
20 財産収入	12,752		
21 寄附金	86,539		
22 繰入金	8,817		
24 諸収入	8,179,138		
25 市債	2,969,000		
歳入合計	24,432,502	歳出合計	40,629,163

### (2) 介護保険事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	46,647	3 地域支援事業費	204,454
2 国庫支出金	70,954		
3 県支出金	35,290		
4 支払基金交付金	16,274		
5 繰入金	35,289		
歳入合計	204,454	歳出合計	204,454

## Ⅱ 組織と事務分掌

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>政策課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>健康企画課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。)                  (2)衛生上の統計に関すること。                  (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。                  (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>地域医療課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)地域医療の確保に関すること。                  (2)救急医療対策に関すること。                  (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。                  (4)看護師の確保の支援に関すること。                  (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。                  (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。                  (7)神戸こども初期急病センターに関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>食品衛生課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>環境衛生課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>斎園管理課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)市立の墓園及び斎場に関すること。                  (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>&lt;墓園管理センター&gt;(3)                  (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所</td> </tr> <tr> <td>&lt;斎場管理センター&gt;(3)                  (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場</td> </tr> </table>	<b>政策課</b>	(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	<b>健康企画課</b>	(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)	<b>地域医療課</b>	(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。	<b>食品衛生課</b>	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)	<b>環境衛生課</b>	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター	<b>斎園管理課</b>	(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)	<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所	<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。	以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>保健所①</b></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>保健課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。                  (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。                  (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。                  (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (7)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (8)結核及び感染症に関すること。                  (9)予防接種及び健康被害に関すること。</td> </tr> <tr> <td>&lt;口腔保健支援センター&gt;(3)                  (1)歯科口腔保健に関すること。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>医務薬務課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)医務に関すること。                  (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。                  (3)薬務に関すること。                  (4)献血に関すること。                  (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。)                  (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>食品衛生課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>環境衛生課</b></td> </tr> <tr> <td>(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td>以下4類事業所 動物管理センター                  ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>家庭支援課</b></td> </tr> <tr> <td>&lt;母子保健係&gt;                  (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。)                  ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;"><b>衛生監視事務所(2)</b></td> </tr> <tr> <td>(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)                  (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table>	<b>保健所①</b>	<b>保健課</b>	(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。	<口腔保健支援センター>(3) (1)歯科口腔保健に関すること。	<b>医務薬務課</b>	(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)	<b>食品衛生課</b>	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。	<b>環境衛生課</b>	(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)	以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	<b>家庭支援課</b>	<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。) ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。	<b>衛生監視事務所(2)</b>	(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)
<b>政策課</b>																																	
(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。																																	
<b>健康企画課</b>																																	
(1)保健事業の企画、推進及び調整、実施に関すること。(他の所管に属するものを除く。) (2)衛生上の統計に関すること。 (3)健康創造都市 KOBE の推進に関すること。 (4)健康危機管理(感染症に係るものを除く。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (5)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)栄養の改善及び食育に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
<b>地域医療課</b>																																	
(1)地域医療の確保に関すること。 (2)救急医療対策に関すること。 (3)在宅医療及び介護の連携の推進に関すること。 (4)看護師の確保の支援に関すること。 (5)兵庫県保健医療計画のうち、医療分野の計画に関すること。 (6)地域医療構想達成の推進のための協議の場の開催に関すること。 (7)神戸こども初期急病センターに関すること。																																	
<b>食品衛生課</b>																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること。(他の所管に属するものを除く。)																																	
<b>環境衛生課</b>																																	
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
以下4類事業所 動物管理センター																																	
<b>斎園管理課</b>																																	
(1)市立の墓園及び斎場に関すること。 (2)墓地、埋葬等に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
<墓園管理センター>(3) (1)墓園施設の管理及び運営に関すること。																																	
以下4類事業所 鶴越墓園管理事務所、舞子墓園管理事務所、西神墓園管理事務所																																	
<斎場管理センター>(3) (1)斎場施設の管理及び運営に関すること。																																	
以下4類事業所 甲南斎場、鶴越斎場、有馬斎場、西神斎場																																	
<b>保健所①</b>																																	
<b>保健課</b>																																	
(1)医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れに関すること。 (2)難病の患者に対する医療等に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)公害(アスベストを含む。)による健康被害に関すること。 (4)神戸市立こうべ市歯科センターに関すること。 (5)健康危機管理(感染症に係るものに限る。)に関すること(他の所管に属するものを除く。) (6)保健センター等の事業に係る支援に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) (8)結核及び感染症に関すること。 (9)予防接種及び健康被害に関すること。																																	
<口腔保健支援センター>(3) (1)歯科口腔保健に関すること。																																	
<b>医務薬務課</b>																																	
(1)医務に関すること。 (2)介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導に関すること。 (3)薬務に関すること。 (4)献血に関すること。 (5)保健センターの事業に係る支援に関すること(医務及び薬務に限る。) (6)食品表示に関すること(他の所管に属するものを除く。) (7)栄養の改善に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
<b>食品衛生課</b>																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) ※食品衛生課における職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員は、健康局食品衛生課の課長、担当係長及び職員をもって充てる。																																	
<b>環境衛生課</b>																																	
(1)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)動物衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	
以下4類事業所 動物管理センター ※環境衛生課における職員は、健康局環境衛生課の課長、担当係長及び職員並びに健康局の担当課長(健康局環境衛生課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																	
<b>家庭支援課</b>																																	
<母子保健係> (1)区役所との事業に係る調整及び支援に関する事務(母子保健事業に限る。) ※家庭支援課における職員は、こども家庭局家庭支援課の課長、担当係長及び職員並びにこども家庭局の担当課長(こども家庭局家庭支援課の事務を掌理する者に限る。)をもって充てる。																																	
<b>衛生監視事務所(2)</b>																																	
(1)食品衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。) (2)家庭用品の安全対策に関すること(他の所管に属するものを除く。) (3)環境衛生に関すること(他の所管に属するものを除く。)																																	

## Ⅱ 組織と事務分掌

(4)動物衛生に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
<b>健康科学研究所（２）</b>
(1)衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (2)衛生に関する試験及び検査に関すること。
<b>食品衛生検査所（２）</b>
(1)経済観光局中央卸売市場運営本部本場及び東部市場の食品衛生に係る監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)食品の試験及び検査に関すること。
<b>食肉衛生検査所（２）</b>
(1)食肉の試験及び検査に関すること。 (2)と畜場、と畜場に併設される食肉取扱施設及び食肉取扱業者の衛生監視及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
<b>精神保健福祉センター②</b>
(1)精神保健、精神障害者の福祉及び自殺対策に関すること（他の所管に属するものを除く。） (2)神戸いのち大切プランに関すること。 (3)神戸市自殺対策推進センターに関すること。 (4)保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援に関すること（精神保健福祉事業に限る。）。
<b>保健センター（２）</b> 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・北神・長田・須磨・垂水・西〕
(1)医務及び業務に関すること。 (2)人口動態統計並びに保健衛生上の諸統計及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3)健康危機管理（感染症に係るものに限る。）に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4)結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。 (5)結核、感染症、慢性病等の対策に関すること。 (6)予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。 (7)精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 (8)公害（アスベストを含む。）に関すること。 (9)特定疾病（難病に係るものに限る。）に関すること（医療給付事務を除く。）。 (10)歯科保健に係る相談及び指導に関すること。  ※各保健センターにおける職員は、各区役所保健福祉部における職員をもって充てる。
<b>保健福祉部</b> 〔東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西〕
<b>保健福祉課</b>
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
<b>保健福祉課〔北〕</b>
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
<b>保健福祉課〔須磨〕</b>
(1)子育て支援の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)保健福祉に係る指導業務及び相談業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### Ⅲ 令和5年度 主要事業の概要

市民の生命・健康と安全を守るため、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策に引き続き取り組むとともに、健康寿命延伸のために、コロナによる健康二次被害への対策、健康格差の縮小、市民の健康づくりの取り組みを進めるほか、地域医療の確保、くらしの安全を守る施策等を展開します。

#### 【新型コロナウイルス感染症5類変更に伴う対応】

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日より新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されたことに伴い、以下の対応を行います。

##### 1. 相談窓口機能等

【健康企画課・保健課・精神保健福祉センター】

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談、後遺症相談、及びコロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に関するこころの相談に対応します。

##### 2. 入院調整

【保健課】

重症者については、入院調整基準を定め、保健所が入院・転院調整を行います。

※軽症・中等症患者については、医療機関間で調整を行います。

##### 3. 宿泊療養施設の運営

【保健課】

要介護高齢者等の入院調整中の療養等のための宿泊療養施設は、当面の間、2施設を運営します。

##### 4. 高齢者施設等における対応

【保健課】

施設職員への定期的検査、及び陽性者が発生した施設における同一フロアの方に対する検査を、当面の間引き続き実施します。

##### 5. ワクチン接種促進

【保健課】

高齢者・基礎疾患が有る方・医療従事者等については、春夏（5～8月）と秋冬（9～12月）の年2回接種を行い、それ以外の方については秋冬の年1回接種を行います。個別接種医療機関での接種を中心として、集団接種会場（5カ所）や高齢者施設等での接種、配慮を要する方向への接種などを実施します。

##### 6. 新型コロナウイルス感染症の後遺症対策

【健康企画課】

引き続き「後遺症相談ダイヤル」を運営するとともに、コロナ罹患後の症状が長引くなど、他疾病の可能性も含め検査が必要と判断された場合に、医療機関から紹介する先として「新型コロナ後遺症連携病院」を設置し、後遺症に関する適正な医療の提供と、後遺症に悩まれる市民の方がより安心感をもって生活を送ることができる環境整備を行います。

## 【健康創造都市K O B Eの推進】

### 1. 健康寿命延伸の取組み

#### (1) コロナによる健康2次被害対策

【健康企画課】

##### ①転倒防止・介護予防

コロナ禍による外出機会の減少により、高齢者のフレイルの進行が見込まれる中、特に、転倒により要介護状態になるリスクが高いとされるサルコペニア（筋肉量の減少及び筋力の低下）の増加を防止するため、緊急重点対策として、以下の取組みを行います。

- 1) 71歳以上の方を対象に、駅前やスーパーなど身近な場所において、「転倒リスクチェック」を実施
- 2) 転倒リスクチェックの結果、サルコペニア疑いと判定された方について、リハビリ専門職等による短期集中プログラムを実施
- 3) 転倒防止を含む、健康状態や運動・栄養等について気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を実施

##### ②生活習慣病の早期発見・早期対応

コロナ禍による生活様式の変更等に伴う生活習慣病の悪化への対応として、とくに健診受診率の低い世代を主なターゲットとして、健康チェックを気軽に受けられるモデル事業を実施し、早期発見・早期受診に繋がります。

#### (2) データを活用した保健事業

【健康企画課】

##### ①医療・介護レセプトデータを活用した医療・介護予防の実施

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養などのハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が個別の訪問指導や、つどいの場における健康教育・相談等を実施することで、より効果的なフレイル予防や疾病予防に取り組みます。また、個別の訪問指導や健康教育等の実施結果について経年的に分析を行い、事業の評価と効果的な事業実施に繋がります。

##### ②科学的データに基づく保健事業の実施

市民への効果的なフィードバックを行うため、医療・介護等のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した新たな情報基盤である「ヘルスケアデータ連携システム」で得られたデータなどを活用し、科学的データに基づく保健事業を実施します。

### 2. ACPの普及・啓発

【地域医療課】

自分らしい生き方を人生の最終段階まで続けることができるよう、希望する医療・ケアについて、本人が家族や医療・介護従事者等、身近な人と早い段階から繰り返し話し合う「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」について、幅広い世代の方に理解いただけるよう市民向けパンフレットの配布や講演会の開催等により普及・啓発を行います。

### 3. がん対策の推進

#### (1) がん検診

【健康企画課】

5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）検診を実施し、40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等による受診勧奨を行います。また、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施するほか、集団健診のWEB予約システム活用や、大腸がん検診（郵送方式）へのキャッシュレス決済実施により、利便性の向上を図ります。

## （2）がん患者の治療と社会参加等の両立支援

【健康企画課】

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上及び経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化への不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

## （3）子宮頸がん対策 【一部再掲】

【健康企画課・保健課】

子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、これまでの2価及び4価ワクチンに加え、9価ワクチンが令和5年4月から定期接種化されることを周知し、接種の推進を図ります。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを引き続き行います。

さらに、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン配付等によるがん検診の受診勧奨を行います。

## 4. 難病対策

【保健課】

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する338疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進及び就労支援等を行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

## 5. 歯と口腔の健康づくり対策

【保健課】

### （1）歯周病対策

歯の喪失の主な原因である歯周病等を早期発見することを目的に、満40歳・50歳・60歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と75歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

### （2）オーラルフレイル対策

65歳に加え、75歳の市民にも対象を拡大し、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復を図ることで心身のフレイル予防へと繋がります。

さらに、チェックの結果、口腔機能の低下が認められる場合は、関係機関との連携のもと、家庭での自主トレーニングや介護予防サービスへ繋げるためのフォローアップの強化を行います。

### （3）フッ化物洗口・塗布の実施

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデ

ルそれぞれ2校において実施し、令和6年度以降の全市展開に向けて効果検証を行います。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

## 6. 食育の推進

【健康企画課】

食育ポータルサイト「こうべ食フレ！」や、市内飲食店・食品関連企業の協力により作成した食の応援レシピ等の情報発信、若い世代の食習慣改善を目的とした食育イベント、全世代の市民を対象とした栄養相談ダイヤルの運営等により、生涯を通じた切れ目のない食育推進に取り組みます。

## 7. 精神保健福祉対策

【保健課・精神保健福祉センター】

### (1) 各種相談の実施

各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいて、当事者・家族等からの精神疾患に関する相談を受ける精神保健福祉相談を実施するほか、精神保健福祉手帳の新規申請者に対して、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患患者の抱える問題の早期発見と早期治療を促進します。

また、自殺対策として「神戸市こころといのちの電話相談」を運営するほか、アルコール、ギャンブル等の依存症対策として、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」での電話相談や、精神保健福祉センターにおける専門医相談を実施します。

### (2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、精神科病院の入院経験等自らの経験をもとに具体的アドバイスができるピアサポーターの養成及びピアサポーターによる精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。

また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行うとともに、新たに市長同意による医療保護入院者等が、外部との交流を確保し必要な情報提供を得られるよう支援体制を構築します。

## 8. 予防接種の実施 【一部再掲】

【保健課】

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

子宮頸がん（HPV）ワクチンについて、これまでの2価及び4価ワクチンに加え、9価ワクチンが令和5年4月から定期接種化されることを周知し、接種の推進を図ります。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対する無料接種及び、定期接種の対象年齢を過ぎて令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた方に対する接種費用の償還払いを引き続き行います。

妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。

## 【地域医療の確保】

### 1. 地域医療の確保

【地域医療課】

#### (1) 救急医療体制の整備

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保します。

軽症患者に対応する市内4か所の急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

#### (2) 北神地域急性期医療の充実

「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」での議論を踏まえ、三田市民病院と済生会兵庫県病院が再編統合して新統合病院（令和10年度開院予定）を整備することにより、北神地域の急性期医療の充実を図ります。

また、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

### 2. 市民病院の運営

【地域医療課】

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進を図ります。

また、令和10年度の新西市民病院の開院に向けて、「新西市民病院整備基本計画」を踏まえ、基本設計に着手します。

近年多発している病院をターゲットにしたサイバー攻撃への対応や、4病院間で診療情報・画像情報を活用するための共通基盤を整備し、医療情報の連携強化の取り組みを進めます。

### 3. 神戸市看護大学の運営・地域への貢献

【地域医療課】

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、社会的ニーズに対応した幅広く高い能力を持つ看護人材の育成や、学術研究、地域貢献活動、国際交流の推進等により、学術の発展並びに市民の健康と生活の質の向上に取り組めます。

入学金の引き下げ（令和5年度入学者から）や市内医療機関等に就職した卒業生への奨励金制度（令和4年度卒業生から）等により、更なる受験者数の増加及び市内就職率の向上を行い、市内医療機関等への優秀な看護人材の確保を図ります。

## 【くらしの安全を守る】

### 1. 斎場・墓園の運営

【斎園管理課】

#### (1) 斎場の再整備

増え続ける火葬需要に対応するため、老朽化した鶴越斎場の建替えについて、「鶴越斎場建替計画」に基づき、必要な性能の検討を進めます。

## (2) 墓園のあり方検討・運営の効率化

墓地に対する市民の意識やニーズが変化している状況を受け、将来を見据えた今後の市立墓園のあり方、方向性等について、有識者会議の報告を踏まえた取組みを進めていきます。

また、西神墓園に加え、鶴越墓園、舞子墓園の墓園管理事務所業務についても民間活力を導入し、より効率的な管理運営を行います。

## 2. 銭湯の経営支援及び活性化

【環境衛生課】

### (1) 銭湯の利用促進

一般公衆浴場の入浴料金の値上げ分（統制料金 450 円→490 円）について、市民の方がこれまでの価格（450 円）で利用することが出来るよう、激変緩和措置を行います。

令和 4 年度に実施した市内大学生入浴無料割引事業の結果を踏まえ、対象年齢を拡大し 18 歳～30 歳の市民を対象にするとともに、周遊性を高めるためにデジタルスタンプラリー及び入浴料金割引を実施することにより、若者世代の利用を促進し、銭湯の活性化を行います。また、地域子育て入浴割引及び老朽化した設備の改修助成制度も引き続き実施します。

### (2) 一般公衆浴場の新規許可の再開

自家風呂の普及率が高いものの、低廉な料金により入浴しやすい環境を促進することは、市民の健康の維持、衛生上の観点から重要であるため、平成 18 年以降見合わせていた一般公衆浴場の新規許可を再開します。

## 3. 動物愛護の推進

【環境衛生課】

神戸市人と猫との共生に関する条例に基づく「神戸市人と猫との共生推進協議会」が実施する野良猫の繁殖制限事業を拡充します。

また、しあわせの村内の動物愛護拠点「こうべ動物共生センター」において、犬猫の引取数や殺処分数のさらなる低減に向けた犬猫の譲渡会や、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピーを実施します。

さらに、地域における猫やハトなどへの不適切な餌やりを防止するため、地域の高齢者による「餌やり指導パトロール」を実施します。

## 4. 健康科学研究所における健康危機管理

【健康科学研究所】

市民の安心・安全を守るため、感染症・食中毒などの健康危機管理事案に関する検査・研究や、新型コロナウイルスの変異株の発生動向を把握するためのゲノムサーベイランスを引き続き実施します。

## 【保健所のDX推進】

### 1. 保健所のDX推進

【保健課・医務薬務課・食品衛生課】

市民の利便性向上や業務の効率化を図るため、精神保健福祉・結核業務等における市民の健康相談や健康支援等を記録する際のクラウドサービスの活用や医務・薬務に関する許認可等の申請にお

ける神戸市スマート申請システム（e-KOBE）の活用に向けた台帳システムの整備により、保健所業務のDXを推進します。

また、衛生監視事務所業務においても、全文検索ツールを導入しデータの検索性を向上させる等、引き続きDXによる業務の効率化を図ります。